

## 議案第32号

### 斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：国保医療課】

子どもの医療費助成について、子どもの上限年齢要件を引き上げることにより、子どもの健康保持と保護者の経済的負担の軽減を図り、一層の子育て支援を推進するため、本条例において所要の改正を行うものであります。

#### 1. 主な改正内容

##### (1) 助成対象となる子どもの上限年齢要件の引上げ（第2条の改正規定）

子ども医療費の助成対象となる子どもの上限年齢要件を、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者から、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に引き上げる。

#### 2. 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

##### (2) 適用区分

この条例による改正後の斑鳩町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によります。